

鹿島市PRキャラクター「かし丸くん」着ぐるみ貸出要領

1. 目的

この要領は「かし丸くん使用におけるガイドライン」に基づき、鹿島市PRキャラクター「かし丸くん」の着ぐるみ（以下「着ぐるみ」という。）の貸出及び使用について、必要な事項を定めるものとする。

2. 貸出の申請等

着ぐるみの貸出を希望する場合は、あらかじめ（一社）鹿島市観光協会（以下「観光協会」という。）に貸出を希望する2週間前までに申請を行わなければならない。なお、貸出の予約については、貸出を希望する日の属する月の2ヶ月前から受付するものとする。

3. 貸出対象者

- (1) 鹿島市内の地方公共団体等
- (2) 鹿島市内の学校等
- (3) その他、観光協会が適当と認めた機関・団体等

4. 使用の承認

- (1) 貸出対象者が、着ぐるみの貸出を希望する場合は、「かし丸くん出演・借用依頼書」（以下「依頼書」という。）を観光協会に提出するものとする。
- (2) 観光協会は前項による申請があった場合に、その内容が本協会のイメージアップや観光の推進に寄与すると認めたときは、着ぐるみを貸し出すものとする。
- (3) 前項にかかわらず、次の各号のいずれかに該当するときは、着ぐるみの使用を認めないものとする。

ア 鹿島市内のイメージを傷つけ、又は傷つけるおそれのあるとき。

イ 鹿島市内の正しい理解の妨げになる、又は妨げになるおそれのあるとき

ウ 法令又は公序良俗に反し、又は反するおそれのあるとき。

エ 個々の商品の販売促進や品質保証を目的とする場合に使用する、又は使用するおそれがあるとき。

オ 使用者が着ぐるみを使用するにあたり、観光協会に負担が生じるとき。

カ その他、観光協会が着ぐるみの使用について不適當と認めたとき。

5. 貸出方法

- (1) 貸出を受ける者（以下「借受者」という。）は、原則として観光協会が指定した場所から着ぐるみを直接受け取り、使用後は責任を持って観光協会が指定する場所に速やかに返却するものとする。
- (2) 貸出に伴う搬入及び搬出は、借受者が行うものとする。
- (3) 観光協会に負担を伴う場合は、原則認めないものもある。

6. 貸出期間

貸出期間は、当該イベント等の終了までとする。

7. 使用料

会員・非会員の有無	本体のみの貸出場合	アクター派遣	アテンド派遣
会 員	2,000円	半日 3,000円 1日 4,000円	半日 4,000円 1日 5,000円
非 会 員	3,000円	半日 4,000円 1日 5,000円	半日 5,000円 1日 6,000円

※アクター 着ぐるみに入る人 アテンド 着ぐるみの付添い

※半日とは・・・3時間以内（拘束時間） 一日とは・・・4～8時間以内（ 〃 ）

(1) 公的機関（市内学校・保育園等）への派遣

公的な行事（市が協賛・共催しているイベント）の場合

本体のみの貸出 無料

アクター派遣 無料

※アテンドも原則無料とする

(2) 減免申請書提出

ア 県立高校については上記7項会員に準じる。

イ 学校行事以外の行事（PTA・子供クラブ等）は
上記7項会員に準ずる

8. 使用上の厳守事項

使用者は、次の各号に掲げる事項を厳守し、着ぐるみを使用しなければならない。

- (1) 承認された内容により使用し、観光協会の支持する条件に従うこと。
- (2) 使用期間を遵守すること。
- (3) 第三者に譲渡又は転貸しないこと。
- (4) 着ぐるみを営利目的に使用しないこと。
- (5) 着ぐるみを個人的に使用しないこと。

- (6) 着ぐるみが汚損するおそれのある状況で使用しないこと。
- (7) その他、別紙2の手引きに従って使用すること。

9. 現状復帰

- (1) 着ぐるみを汚損した場合は、使用者の責任と負担により、補修又はクリーニング等を行い、原状に復さなければならない。
- (2) 事項の規定に関わらず、観光協会が着ぐるみの補修またはクリーニングを求めたときは、使用者はこれに従わなければならない。
- (3) 使用及び管理状況が著しく悪いと認められる使用者に対しては、次回以降貸出を許可しない。

10. 違反等に対する取扱

観光協会は、着ぐるみの使用がこの要領及び承認の内容に反していると認められるときは、その使用の差し止めの請求、又は必要な指示等（以下「請求等」という。）を行う。この場合、使用者は直ちにその請求等に従わなければならない。

11. 観光協会（管理者）の責任

- (1) 着ぐるみの使用により、使用者が被った被害又は使用者が第三者に与えた損害に対しては、観光協会は一切その責任を負わない。
- (2) 使用者は、着ぐるみの使用により第三者に損害を与えた場合は、これに対し全責任を負い処理するものとする。
- (3) 使用者は、着ぐるみの使用に際して故意又は過失により鹿島市・観光協会に損害を与えた場合は、これによって生じた損害を賠償しなければならない。

12. 情報の公開

観光協会は、着ぐるみの使用承認の状況等について、広く利用促進を図る観点から、着ぐるみの使用承認の状況等について情報を公開することができる。

13. 補則

この要領に定めるもののほか、着ぐるみの取り扱いについて必要な事項は、観光協会が別に定める。

附則

この要領は、平成27年5月1日より施工する。